

令和 7 年第 3 回（9 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 7 7 号	宝塚市立子ども発達支援センター条例及び宝塚市立身体障害者支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	9 月 1 0 日
議案第 7 8 号	宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 8 3 号	令和 6 年度宝塚市病院事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第 8 7 号	公の施設（宝塚市立中山台コミュニティセンター）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 8 8 号	公の施設（宝塚市立地域利用施設美座会館）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 8 9 号	公の施設（宝塚市立地域利用施設光明会館）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 0 号	公の施設（宝塚市立地域利用施設雲雀丘倶楽部）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 1 号	公の施設（宝塚市立地域利用施設南口会館）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 2 号	公の施設（宝塚市立地域利用施設御殿山会館）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 3 号	公の施設（宝塚市立地域利用施設高松会館）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 4 号	公の施設（宝塚市立末成集会所）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 5 号	公の施設（宝塚市立共同利用施設長尾南会館）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 6 号	公の施設（宝塚市立共同利用施設安倉会館）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 7 号	公の施設（宝塚市立共同利用施設小浜会館）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 8 号	公の施設（宝塚市立共同利用施設福井会館）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 9 号	公の施設（宝塚市立共同利用施設小林会館）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	

議案第１００号	公の施設（宝塚市立共同利用施設鹿塩会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	9月10日
議案第１０１号	公の施設（宝塚市立共同利用施設中筋会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第１０２号	公の施設（宝塚市立共同利用施設高司会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第１０３号	公の施設（宝塚市立共同利用施設中山寺会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第１０４号	公の施設（宝塚市立共同利用施設美幸会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第１０５号	公の施設（宝塚市立共同利用施設山本台会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第１０６号	公の施設（宝塚市立共同利用施設売布会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第１０７号	公の施設（宝塚市立共同利用施設川面会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第１０８号	公の施設（宝塚市立共同利用施設松ガ丘会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第１０９号	公の施設（宝塚市立共同利用施設泉町会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第１１０号	公の施設（宝塚市立共同利用施設旭町会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第１１１号	公の施設（宝塚市立共同利用施設仁川会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第１１２号	公の施設（宝塚市立共同利用施設伊子志会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第１１３号	公の施設（宝塚市立共同利用施設御所の前会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第１１４号	公の施設（宝塚市立共同利用施設米谷会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第１１５号	公の施設（宝塚市立共同利用施設亀井会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第１１６号	公の施設（宝塚市立共同利用施設安倉西会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第１１７号	公の施設（宝塚市立共同利用施設山本野里会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	

令和 7 年第 3 回（9 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 7 7 号 宝塚市立子ども発達支援センター条例及び宝塚市立身体障害者支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正されたことにより、新たな障害福祉サービスとして、「就労選択支援」が創設されることに伴う必要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問 1 新たに創設される「就労選択支援」について、利用者数の想定はどれぐらいか。 また、現場の人員は確保できているのか。 答 1 利用者数は年間 20 人を見込んでいる。人員は管理者と就労選択支援員の配置が必要になるが、それぞれ他の業務と兼務できるため大きな影響はないと考えている。 問 2 国、県、市の費用負担の割合はどうなるのか。また、市の財政負担はどれぐらいと見込んでいるのか。 答 2 国が 2 分の 1、県と市がそれぞれ 4 分の 1 の負担割合となっている。支援を利用できる期間が 1 か月となっているため、費用負担は大きくならないと見込んでいる。	
委員間討議 なし	
討 論 なし	
審 査 結 果 可決（全員一致）	

令和7年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第78号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

急激な物価高騰や国の交付金の活用、今後の給食費無償化の動きなどに速やかに対応するため、学校給食費の額を規則で定めることができるよう、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 学校給食費の額を規則で定めることによるメリット・デメリット

<質疑の概要>

問1 学校給食費の額を規則で定めることにすると、市民や議会の意見を反映する機会が減ることが懸念されるが、どのように考えているのか。

答1 給食費は平成28年度から給食費会計にしており、予算や決算に計上されるため市議会で審議する機会はあるが、条例と比較すると市議会の関わりは希薄になる。単純に予算・決算に計上するだけでなく、情報提供することで十分に審議する機会を設けたいと考えている。

問2 子どもや保護者へのメリット・デメリットは何か。

答2 条例改正の場合、前年度9月頃に原案を確定し、12月定例会の議案とすることになるが、規則の場合は1月頃に開催の教育委員会に諮って決定することができる。物価上昇や近隣市の状況をぎりぎりまで勘案した上で、より情勢に適した学校給食費を決定することができ、国から示される交付金に対しても柔軟に対応ができる。子どもや保護者へのデメリットは特にないと考えている。

問3 近隣市において学校給食費の額を条例から規則で定めることに変更した自治体はあるのか。

答3 近隣市において、学校給食費の額を条例で定めているのは三田市と宝塚市のみであり、それ以外の自治体は規則で定めている。その中で条例から規則に変更した自治体はない。

問4 学校給食費を規則で定めることになっても、改定前には保護者にアンケートを実施するなどのプロセスを踏んでいく予定なのか。

答4 当初予算に計上することが必要になるので、それに合わせて意見を聞いていきたいと考えている。

<論点外の質疑の概要>

問 1 今回の給食費改定で宝塚市は阪神各市で一番高くなるが、国の追加の交付金を給食費に活用している自治体は他にもあるのか。 答 1 現在のところ、追加の交付金を給食費に活用している自治体はない。 問 2 学校給食費に関して保護者の意見を聴取した後、どのように取り組む方針なのか。 答 2 11 月以降の学校給食の質の充足により子どもたちや保護者の満足度を高めていき、アンケートによる意見を含め学校給食運営協議会等で議論し、保護者負担の増額に対する理解を得られるよう検討していきたい。 問 3 来年度 4 月以降に国の給食費無償化が実施されなかった場合、保護者負担が大きくなると考える。市として考えている支援等はあるのか。 答 3 宝塚市では、物価上昇分を交付金で賄ってきた。他市では 2 年に 1 回交付金を使い、保護者負担を段階的に上げ、急激な変化を避けている事例もある。そのような事例も踏まえながら財政部局とも協議していく課題だと認識している。	
委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

令和 7 年第 3 回（9 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 8 3 号 令和 6 年度宝塚市病院事業会計決算認定について

議案の概要

令和 6 年度病院事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するもの。

収益的収支

収入総額 136 億 527 万 4,687 円

支出総額 137 億 6,349 万 7,142 円

差し引き 1 億 5,822 万 2,455 円の赤字となり、消費税等に伴う経理処理をした結果、当年度の純損失は 1 億 5,832 万 9,317 円となった。

資本的収支

収入総額 9 億 6,318 万 7,193 円

支出総額 16 億 166 万 9,939 円

差し引き 6 億 3,848 万 2,746 円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金などで補てんした。

論 点 なし

<質疑の概要>

問 1 令和 5 年度末と比較して令和 6 年度末は看護師が 10 人増えているが、どのように増やしたのか。

答 1 年度末の看護師数は 3 月 31 日現在の在籍者数で、3 月 31 日付で退職する人数は含んでいない。実際には令和 5 年度末に 9 人、令和 6 年度末に 16 人退職しており、退職者数を除いた人数はほぼ同数となっている。

令和 5 年度の退職者総数は 3 月 31 日付退職も含めて 30 名、令和 6 年度は 25 名だった。この 5 名の差を誤差範囲内と判断するかは難しいが、新人看護師の 1 年以内の離職は、令和 5 年度は 5 名、令和 6 年度は 2 名であった。この要因の中には、令和 6 年 4 月から開始した新人看護師への技術支援やメンタルサポートなどの効果もあるのではないかと考えているが、単年比較なので、一概にこれが効果的であったということは言えない。看護師の数は、休職を含めて年度途中の採用、退職と流動的であるため、今後も経過を見ていきたい。

問 2 市内病院の連絡会はどのような内容を話し合っているのか。

答 2 宝塚市内病院連絡会議の目的は、各病院における現状の課題や医療提供体制の展望について情報交換を行い、連携強化を図りながら課題解決に向けた協議を進めていくことで、市民が必要とする医療を地域で継続的に提供していくこととなっている。具体的には、救急について市内各病院で支えていく仕組みづくりにつ

いて話し合っている。併せて各病院の専門医師の在籍状況をできるだけリアルタイムに共有する仕組みづくりについても議論しており、引き続き検討を進めていきたいと考えている。今年度は、たからづかモデルについても各病院の意見を聞き推進していきたい。

問3 令和6年度決算において、市民にとって安心できる病院になるために、どのような分野を重点的に強化、改善してきたのか。

答3 まず職員の意識づけを考えた。1日290名の入院患者が収支均衡の目安となっているため、290名の患者を常に念頭に置いた診療を意識づけることで収益がある程度維持できるということ。また、給与等の固定費削減のため、全診療科に非常勤医師に係る経費の10%削減を依頼し、達成できたということ。この両方の観点から、少し収支が改善したのではないかと考えている。

問4 患者満足度調査を踏まえ、今年度特に注視している自由記述や、その自由記述から改善に向けて動いていることはあるか。

答4 面会時間について、夜間は職員数が減るため十分な対応ができないことやセキュリティ面を考え、現在14時から17時となっている。しかし、働いている家族から平日17時までだと面会できないという声を聞き、近隣病院の状況等を確認して9月17日から面会時間を平日は19時までに延長する予定である。

家族の満足度を上げなければ患者の満足度は上がらないと思っているが、コロナウイルス感染症の面会制限等もあり、看護師や職員の家族への関わりが希薄になっているとの反省も含めて、6月から家族の満足度調査を開始している。認知度も含めてまだ回収率が低い状況であるため、データを蓄積し報告したいと思っている。

問5 看護師の退職者の退職理由と新規採用者が市立病院を選んだ理由を把握しているか。

答5 退職理由については看護部長が面談にて把握するようにしており、配偶者の転勤や子育て世代の短時間勤務希望など家族の事情、専門的学びのため、仕事内容のミスマッチなどがある。

入職理由については採用試験のときに必ず質問しており、公立病院の安定や家族の勧め、多額の寄附のニュースを見て就職したいと思ったということを聞いている。

問6 令和6年に設置した看護キャリアセンターの人数配置はどのようになっているのか。また、センターの役割、効果についてどう考えているのか。

答6 看護キャリアセンターを看護部教育研修室、看護師採用部門、看護リソース部門の3つに分けている。

教育研修室では、正規職員として看護師長を1名、看護師長経験のある再任用職員を1名配置している。看護師採用部門では、看護師長経験のある再任用職員を1名配置している。看護リソース部門では、皮膚排泄ケア認定看護師や精神看護専門看護師など組織横断的に動いている看護師を配置している。

役割、効果について、リソース部門は、組織横断的に活動し、専門分野に特化したコンサルテーションや実践調整などを継続して行っている。教育研修室は、看護部内の研修計画の立案実施、新人看護師の教育研修プログラムの実施を行っており、新人看護師対象のおさらい塾や予習塾など、研修前後に勉強できる機会をつくっている。また、年に2回程度、心理カウンセラーの資格を持つ先輩看護師が新人看護師の困り事や悩みを聞く関わりも行っている。採用部門は、新卒者を対象に令和6年度中9回、71名のインターンシップを受け入れ、令和8年度新卒看護師の内定につながったと考える。

問7 職員の定員適正化計画に動きはあるか。

答7 経営強化プランでも、職員数管理のために定員適正化計画の策定を目指していくことを示している。計画ではないが、院内で協議し、定員適正化方針というものを作成した。診療科ごとの医師、医療技術職など職種について明記することで、院内の意思統一を図っている。

問8 給与改定や人事院勧告にのっとして今後給与が上がり、人件費がさらに増えると思込まれるが、令和6年度は配置人数が抑えられたから人件費が抑えられたのか。

答8 令和6年度は働き方改革の初年度として、時間外のカンファレンスや委員会活動、休日に実施する研修会をできるだけ時間内に行うよう職員に投げかけ、時間外勤務手当を2,500万円程度削減した。また、医師の当直手当を1回当たり5,000円引き下げ、概算で1,000万円程度は抑制した。

委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	認定（全員一致）

令和7年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

- 議案第 8 7 号 公の施設（宝塚市立中山台コミュニティセンター）の指定管理者の指定について
- 議案第 8 8 号 公の施設（宝塚市立地域利用施設美座会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 8 9 号 公の施設（宝塚市立地域利用施設光明会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 9 0 号 公の施設（宝塚市立地域利用施設雲雀丘倶楽部）の指定管理者の指定について
- 議案第 9 1 号 公の施設（宝塚市立地域利用施設南口会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 9 2 号 公の施設（宝塚市立地域利用施設御殿山会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 9 3 号 公の施設（宝塚市立地域利用施設高松会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 9 4 号 公の施設（宝塚市立末成集会所）の指定管理者の指定について
- 議案第 9 5 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設長尾南会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 9 6 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設安倉会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 9 7 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設小浜会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 9 8 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設福井会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 9 9 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設小林会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 0 0 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設鹿塩会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 0 1 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設中筋会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 0 2 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設高司会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 0 3 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設中山寺会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 0 4 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設美幸会館）の指定管理者の指定について

議案第 1 0 5 号	公の施設（宝塚市立共同利用施設山本台会館）の指定管理者の指定について
議案第 1 0 6 号	公の施設（宝塚市立共同利用施設売布会館）の指定管理者の指定について
議案第 1 0 7 号	公の施設（宝塚市立共同利用施設川面会館）の指定管理者の指定について
議案第 1 0 8 号	公の施設（宝塚市立共同利用施設松ガ丘会館）の指定管理者の指定について
議案第 1 0 9 号	公の施設（宝塚市立共同利用施設泉町会館）の指定管理者の指定について
議案第 1 1 0 号	公の施設（宝塚市立共同利用施設旭町会館）の指定管理者の指定について
議案第 1 1 1 号	公の施設（宝塚市立共同利用施設仁川会館）の指定管理者の指定について
議案第 1 1 2 号	公の施設（宝塚市立共同利用施設伊子志会館）の指定管理者の指定について
議案第 1 1 3 号	公の施設（宝塚市立共同利用施設御所の前会館）の指定管理者の指定について
議案第 1 1 4 号	公の施設（宝塚市立共同利用施設米谷会館）の指定管理者の指定について
議案第 1 1 5 号	公の施設（宝塚市立共同利用施設亀井会館）の指定管理者の指定について
議案第 1 1 6 号	公の施設（宝塚市立共同利用施設安倉西会館）の指定管理者の指定について
議案第 1 1 7 号	公の施設（宝塚市立共同利用施設山本野里会館）の指定管理者の指定について
議案第 1 1 8 号	公の施設（宝塚市立共同利用施設山本会館）の指定管理者の指定について
議案の概要	
令和 8 年(2026 年)4 月 1 日から令和 13 年(2031 年)3 月 31 日までの間において、下記のとおり各施設の指定管理者を指定しようとするもの。 1 宝塚市立中山台コミュニティセンター 中山台コミュニティ 2 宝塚市立地域利用施設 (1) 美座会館 美座会館管理運営委員会 (2) 光明会館 光明会館管理運営委員会 (3) 雲雀丘倶楽部 宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会 (4) 南口会館 一般社団法人大空への未来の翼	

	(5) 御殿山会館 御殿山会館管理運営委員会 (6) 高松会館 高松町自治会 3 宝塚市立末成集会所 末成町自治会 4 宝塚市立共同利用施設 (1) 長尾南会館 丸橋自治会 (2) 安倉会館 安倉自治会 (3) 小浜会館 小浜自治会 (4) 福井会館 福井・亀井自治会 (5) 小林会館 小林会館運営委員会 (6) 鹿塩会館 鹿塩自治会 (7) 中筋会館 中筋会館運営委員会 (8) 高司会館 高司会館管理運営委員会 (9) 中山寺会館 中山寺自治会 (10) 美幸会館 美幸町自治会 (11) 山本台会館 山本台自治会 (12) 売布会館 売布小学校区まちづくり協議会 (13) 川面会館 川面会館管理委員会 (14) 松ガ丘会館 松ガ丘会館運営委員会 (15) 泉町会館 泉町会館運営委員会 (16) 旭町会館 旭町会館運営委員会 (17) 仁川会館 仁川会館運営委員会 (18) 伊子志会館 伊子志会館運営委員会 (19) 御所の前会館 御所の前町自治会 (20) 米谷会館 米谷会館運営委員会 (21) 亀井会館 福井・亀井自治会 (22) 安倉西会館 安倉西会館運営委員会 (23) 山本野里会館 宝塚市丸橋財産管理組合 (24) 山本会館 山本自治会
論 点	なし
＜質疑の概要＞ 問1 南口会館の指定管理者が、2025年4月に設立された新しい団体となっている。採点項目の中に経営状況（財政基盤）が安定しているかとあるが、新しく設立した団体に対してはどのように評価するのか。 答1 決算の資料等確認できない部分については、現行の団体との連携、引継ぎ、自主イベントの開催など長期的な運用に向けた経営の取組を確認している。	

問 2	附帯意見に「施設によって生じている担い手不足や利用率の差などの課題に対して、市が主体となって情報発信や各施設が連携する機会の調整など、課題解決に向けた支援をしてください」とあるが、市としてどのように対応するのか。
答 2	今までも高齢化で運営が難しいという事例があり、市から当該地域に協力依頼等をした経緯がある。利用率の差に関しても、利用団体の条件を絞っていることがあり、他館の基準を伝えたことがある。特定の施設で起きた事案については他館に注意喚起するなど市が主体となって情報発信しており、今後も引き続きモニタリングのタイミング等で指定管理者との連絡や調整を行っていきたい。
問 3	採点項目の中に適正な収支計画や財政基盤の安定があるが、どのように採点に反映するのか。
答 3	今後の運営方針や資本金も確認しているが、多くの団体が継続して指定管理者をしており、これまでの収支の状況や運営状況を日頃から指定管理者と情報交換をしている。選定委員においても、これまでの適切な管理を確認して審査していると考えている。
問 4	指定管理料の算定根拠は何か。
答 4	次の令和 8 年度から令和 12 年度についてはそれぞれ同一金額となっている。現在の金額に物価上昇等を見込んで算定している。基本的には平米数に応じて 4 つの金額に区分けされており、それをベースに光熱費等を加算したものを指定管理料としている。一部、エレベーターがある会館については、補修の費用を加算している。加えて、中山台コミュニティセンターについては、人件費等も加算した金額となっている。
委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果 議案第 8 7 号 可決（全員一致） 議案第 8 8 号 可決（全員一致） 議案第 8 9 号 可決（全員一致） 議案第 9 0 号 可決（全員一致） 議案第 9 1 号 可決（全員一致） 議案第 9 2 号 可決（全員一致） 議案第 9 3 号 可決（全員一致） 議案第 9 4 号 可決（全員一致） 議案第 9 5 号 可決（全員一致） 議案第 9 6 号 可決（全員一致）	

議案第 9 7 号	可決 (全員一致)
議案第 9 8 号	可決 (全員一致)
議案第 9 9 号	可決 (全員一致)
議案第 1 0 0 号	可決 (全員一致)
議案第 1 0 1 号	可決 (全員一致)
議案第 1 0 2 号	可決 (全員一致)
議案第 1 0 3 号	可決 (全員一致)
議案第 1 0 4 号	可決 (全員一致)
議案第 1 0 5 号	可決 (全員一致)
議案第 1 0 6 号	可決 (全員一致)
議案第 1 0 7 号	可決 (全員一致)
議案第 1 0 8 号	可決 (全員一致)
議案第 1 0 9 号	可決 (全員一致)
議案第 1 1 0 号	可決 (全員一致)
議案第 1 1 1 号	可決 (全員一致)
議案第 1 1 2 号	可決 (全員一致)
議案第 1 1 3 号	可決 (全員一致)
議案第 1 1 4 号	可決 (全員一致)
議案第 1 1 5 号	可決 (全員一致)
議案第 1 1 6 号	可決 (全員一致)
議案第 1 1 7 号	可決 (全員一致)
議案第 1 1 8 号	可決 (全員一致)

令和7年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第119号 公の施設（宝塚市総合福祉センター）の指定管理者の指定について

議案の概要

令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの間における宝塚市総合福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会を指定しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 候補者への評価が低い選定委員もいるが、市として指定管理を任せるに当たり指定管理者に指摘していることはあるか。

答1 「事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか」という項目が低くなっている。選定委員には、総合福祉センターを見学してもらった。当該施設は築40年を経過した施設であり、修繕に関する質問があったので施設の見学が評価に影響している可能性がある。それ以外に出された質問についても指定管理者に伝えることで、より良い管理運営につなげてもらう必要があると考えている。

問2 総合福祉センターの指定管理者は指定管理者制度が導入されて以来、社会福祉協議会が指定管理者となっていると聞いている。長く同じ団体が指定管理者になることは市民にとって安定した運営になると認識しているが、一方で福祉ニーズについて社会福祉協議会だけで対応するには限界もあると考える。今後の運営について、社会福祉協議会を中心として、他団体との協働を積極的に取り入れる意向はあるか。

答2 社会福祉協議会は開設当初から広く市民や福祉関係団体など協働して地域福祉に取り組んでいる。引き続き、地域福祉拠点として総合福祉センターが運営できるよう市民や福祉関係団体などと連携しながら地域福祉に努めていくことを指定管理者に伝えていく。

問3 前回、指定管理者が社会福祉協議会に決まったときに、「福祉避難所として機能するようハード面、ソフト面共に、一層の工夫をすることを求める」という附帯意見がついていた。改善点や工夫した点など市として確認していることはあるか。

答3 災害時初動マニュアルや危機管理対応マニュアルを作成し、危機管理体制を確保している。本年度ワーキンググループを設置し、市も参加して7月に福祉避難所の開設運営訓練を実施した。年末には当事者を交えた訓練を予定しており、福祉避難所の役割を担う取組を進めている。

委員間討議	なし	
討 論	なし	
審 査 結 果	可決（全員一致）	

令和7年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第120号 公の施設（宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター）の指定管理者の指定について		
議案の概要		
令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの間における宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会を指定しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
問1 満点評価をしている委員がいるが、市としての見解は。		
答1 採点方法については、選定委員会において審議し決定している。採点は各委員の裁量による部分となっており、各委員の採点結果を踏まえた上で指定管理者の候補者としての適否を判断しているので、今回の評価については問題がないと考えている。		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和 7 年第 3 回（9 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 1 2 1 号 公の施設(宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館)の指定管理者の指定について	
議案の概要	
令和 8 年(2026 年)4 月 1 日から令和 13 年(2031 年)3 月 31 日までの間における宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館の指定管理者として、特定非営利活動法人宝塚 N I S I T A N I を指定しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問 1 前回、「セキュリティ対策について、昨今の状況をふまえた視点からも検討を加えてください」という附帯意見がついていた。前回と同じ指定管理者であるが、何か改善はあったのか。	
答 1 西谷会館のトイレにセンサーライトを設置したと確認している。	
委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

令和7年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

請願第17号 教育環境の整備をもとめる請願

<請願の趣旨>

児童生徒の学びや育ちを保障するために、学校現場の教職員は全力を尽くしています。しかし、特別な配慮を必要とする子どもたちの増加や不登校・いじめなど、学校のかかえる課題は多岐に渡っており、現場の教職員の努力だけでは解決できなくなっています。課題にあわせた専門のスタッフが一定数の配置をされていますが、様々な困難があり、支援を必要とする子どもたちの数には追いついていません。

特別支援学級の児童生徒は年々増加しており、教室の確保が難しい学校もあります。支援学級在籍の子どもたちの学習は特別支援学級教室だけでなく、通常学級の子どもたちと学ぶ時間も重要です。多くの人とのかかわりを通して、学習・経験をしていくことが将来必要とされる社会で生きていく力になっていくからです。しかし、増加傾向にある特別支援学級の児童生徒が通常学級で学習するとなると、現存の担任や介助員の数では十分に必要な支援をおこなうことができません。1人でも多くの子どもたちの成長を支援するために人的配置の拡充が必要です。

学校施設の老朽化に伴い、空調の効かない場所や雨漏りする場所などの施設面の問題もあります。プレハブを設置して教室数を増やしている学校もありますが、夏と冬は空調が効かず劣悪な学習環境になってしまう問題もあります。また、LGBTQへの理解や多様性を尊重する学習は浸透してきていますが、トイレ・着替えなどの問題があり、学校施設が当事者にとって安心して過ごすことができる場所とは言えません。さらに、GIGAスクール構想により、児童生徒にはタブレット端末が配布されていますが、Wi-Fi環境が整っていない教室があります。

子どもたちの健やかな成長には、行き届いた支援のための人員体制の抜本的な強化と安心して過ごすことができる施設・設備面の改善が急務であると考えます。子どもの権利条約にも掲げられている「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」の具現化のためにも、右記の項目について請願いたします。つきましては、請願の趣旨についてご理解をいただき、早期の改善をお願いいたします。

<請願の項目>

- 1 子どもたちの多様なニーズに対応するため、専門のスタッフを拡充してください。
 - (1) 特別支援学級児童生徒の生活支援・学習機会充実のために介助員を増員してください。
 - (2) 様々な背景がある子どもたちの支援の充実に向けて、スクールソーシャルワーカーの全校配置と配置時間を拡充してください。
 - (3) 子ども・家庭支援充実に向けて、スクールカウンセラーの配置時間を拡充してください。

(4) アシストルームを毎日運営できるように、アシストスタッフを常勤できるようにしてください。 2 子どもたちが安全で安心して学ぶことができる環境を整えてください。 (1) 老朽化による破損・危険箇所を早期に修繕してください。 ・雨漏り ・窓ガラスの割れ ・床タイル割れや剥がれ ・体育館の扉など (2) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学校施設の改修をすすめてください。 ・急なスロープの勾配を緩やかにする改修 ・エレベーターのない棟への設置など (3) 様々な児童生徒が利用しやすいように、多目的トイレを拡充してください。 (4) タブレットを用いた学習をすすめるために、校内のどこにいても使用できるようにWi-Fi環境を整えてください。	
論 点 なし <質疑の概要> 問1 請願項目にある専門のスタッフの配置やエレベーターの設置などが実現するには、どれぐらいの予算が必要になるのか。 答1 (紹介議員A) 全てが一度に実現することは難しいと考えており、金額的な換算はしていない。人件費などは国や県の費用を充てていくものでもあり、予算を答えることはできない。 問2 請願項目に「老朽化による破損・危険箇所を早期に修繕してください」とある。すぐに対応すべき問題だと考えるが、実態はどのようなになっているのか。 答2 (市当局) 雨漏りについては、修繕済みが11件、対応中が3件。窓ガラスの割れについては、学校配当での対応になるが、何回も割られてしまう事象があり、教育委員会でパネルを貼って割れにくい対応をしたものが1件ある。床タイルの割れや剥がれについては6件、体育館の扉については3件、それぞれ対応済みである。 問3 介助員等の配置について、本市は他市より進んでいる状態であるが、さらに充実させたいという気持ちは理解する。近年、支援を必要とする子どもの数や相談件数が増加しているという認識があるのか。 答3 (紹介議員A) 他市より進んでいても、各現場には困り事がある。介助員の人数が確保されていても、配置時間が短縮されているなど支援が十分でない場合がある。請願はその声を受けて行政に要望していくものと考えており、相談件数などの具体的な数字は確認していない。	

問４ 請願項目に「校内のどこにいても利用できるW i - F i 環境を整えてください」とあるが、廊下や運動場など学校全体どこでも使えるようにという意図か。

答４ （紹介議員Ａ）学習上必要なところという認識である。普通教室も場所によっては弱いところもある。特別教室はW i - F i 環境が良くないという声が出ている。

問５ W i - F i 環境整備について把握しているか。また、整備されていない教室に対する対応はすぐにできるのか。

答５ （市当局）普通教室と特別支援教室を合わせて 921 か所整備されている。令和元年度から令和２年度にかけて整備しており、当時の普通教室と特別支援教室であったため、現在は一部整備されていない教室がある。また、整備については予算がかかるため計画的に進める必要があると考えている。

問６ 請願項目には多くの要望があるが、教育委員会として優先順位はどのように考えているか。

答６ （市当局）子どもたちの安全安心が一番大事なので危険がある場所の修繕は優先順位が高いと考える。次に専門職等の配置についてなどがあるが、それぞれの対応の仕方、工夫等もあり、子どもたちが教育を受ける環境の中で何が必要かを見極めた上で考える必要があり、明確な答えはできない。

問７ ６月定例会で学校給食費の無償化を求める請願が出されたが不採択となった。理念は賛同できるが、厳しい財政状況の中で、今すべきではないとの議論があった。今回の請願についても、一定の予算が必要となると思うが、その整合性についてどのように考えるか。

答７ （紹介議員Ｂ）請願者の願いには基本的に応えていくべきものと考えている。予算については市が考えるものだと認識している。学校給食費の無償化を求める請願については、国の動向などタイミングの問題もあったと考えている。必ずしも予算が伴うからという理由だけではなかったと理解している。

問８ 教育関係の請願については、毎年概ね６月定例会と９月定例会に同じような内容のものが提出されている。請願者の目的や意図はどのようなものなのか。

答８ （紹介議員Ａ）出されている請願には２つある。１つは豊かな教育を実現するための義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願で国に対して義務教育費の国庫負担率を守ってほしいという要望であり、全国どこに住んでいても同じ水準の教育が受けられることを目的に要望している。もう１つは、今回のような教育環境整備についての請願で、本市の学校園での豊かな学びのため、設備の充実や人

材の確保、予算の拡充を求めるものである。予算との兼ね合いがあるため、9 月定例会や 12 月定例会で出されている。請願を出す意味は議会を通すことで議員自身が実態を知ることになり、現場が困っている状況を共有し一緒に訴えてほしいという意味があると考えている。

問 9 スクールソーシャルワーカーの全校配置やアシストルームを毎日運営するなどは、実現するとかなり先進的な取組となる。予算などは見積もっていないとのことだが、市民や団体から要望があれば予算度外視で請願を出していくという認識なのか。

答 9 (紹介議員 C) 市として人員を配置していると認識していても、現場は足りていないと感じている。予算を調べてからでないと紹介議員になれないわけではなく、現場の思いに共感して紹介議員になるものと考えている。

問 10 請願項目の中で、雨漏りや窓ガラスの割れなどについて早期の修繕を求めているが、請願に出さなくてはいけないほど長期にわたり放置されている状況なのか。

答 10 (市当局) 学校から電話があれば必ず現場に行き、状況を確認しているので放置していることはない。雨漏りなどについても、全面的に修繕することが難しくても最低限のところで順次対応している。

問 11 仮にこの請願項目が達成できたら、いじめや不登校がどの程度解消できると見込んでいるのか。成果目標のようなものを示すことはできるのか。

答 11 (紹介議員 D) 請願は実際の数が多いとか少ないとか、達成のための予算を考えるものではなく、議会も市当局もその課題について一緒に考えてほしいという思いを伝えるものであると考える。

(紹介議員 B) 不登校について、例えば現在週 3 日居場所があるとして、それが毎日あれば行きたいと思う子どももいる。体制が整備されればその数は減っていくものと考えている。一人一人のニーズに応えることは難しいが、そこに近づけていくことによって不登校の数は減ると考える。

(紹介議員 A) 制度が拡充することで、課題を抱えた子どもがより相談しやすくなる良さがある。直接的に成果が出るというような成果指標のようなものはない。

問 12 例えばアシストルームが現行週に 2 回設置されていて、その回数が増えれば効果が増すと考える。増やせないのは予算が限られているからだが、子どもの命に関わる予算は確保すべきだと考えるが市はどのように考えるのか。

答 12 (市当局) 個別の課題については予算がつけば良くなるが、それを寄せ集め

たものが市の予算である。課題を解決するために全てに予算をつけると市の財政は破綻するので、使命が終わった予算や役割が変わった事業をどのように変えていくか議論をしている。子どもの居場所づくりについても、アシストルームを整備することが最善なのか、学校内の問題だけではなく、福祉一般としてのひきこもり問題などと総合的に解決すればより効率的な社会の仕組みをつくることができるのではないかと議論している。限られた予算をどのように使えば社会問題を少しでも解決できるのか、深い議論が必要だと考える。	
委員間討議	なし
討 論	(反対討論) 討論 1 請願にするのであれば、紹介議員として一定の試算が必要であり、責任ある議論をする上ではもっと詳細な実態把握が必要だと考える。個別の課題については、個別に請願を出した方が議論が深まると考える。その方が請願者にとっても良い結果になるのではないかと。個別の話が全体の話になっている印象があり疑問を感じるため賛同はしかねる。 (賛成討論) 討論 2 子どもたちの学習機会を充実させ、生活支援をしていく、そのための人的支援と物理的な改善が求められている。全体を通して宝塚市として進めていくべきものと考え。一度に全てではなく 1 つ 1 つその子どもに寄り添って、できるところから改善していく方向で進めてもらいたいと願っていることに賛同して賛成討論とする。
審 査 結 果	不採択（賛成少数 賛成 3 人、反対 4 人）

